

佐世保工業高等専門学校技術室規程

(平成21年4月1日制定)

(設置)

第1条 独立行政法人国立高等専門学校機構の本部事務局の組織等に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第4号）第12条及び佐世保工業高等専門学校学則第6条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、技術室を置く。

(目的)

第2条 技術室は、本校の学科等の要請に基づき、技術・技能を要する専門業務を行うことにより、本校における教育研究等の業務を支援する。

(業務)

第3条 技術室は、次に掲げる業務を行う。

- 一 実験・実習における教育の補助及び技術指導に関すること。
- 二 教育研究に必要な技術業務、技術開発及び教材作成に関すること。
- 三 情報システム基盤の維持・管理に関すること。
- 四 実験室、実習室等の設備・備品等の維持管理に関すること。
- 五 地域社会との連携に基づく技術協力及び教育支援に関すること。
- 六 技術の向上・継承に関すること。
- 七 技術職員の研修の企画、立案及び実施に関すること。
- 八 技術職員の養成に関すること。
- 九 学校行事への支援に関すること。
- 十 本校の業務の技術支援に関すること。
- 十一 その他技術室に関すること。

(組織)

第4条 技術室に、次に掲げる職員を置く。

- 一 技術室長
- 二 技術長
- 三 副技術長
- 四 技術専門職員
- 五 技術職員（建物及び施設の営繕、保守並びに管理に関する事務を担当する技術職員その他これに準ずる技術職員を除く。）
- 六 その他必要な職員

2 技術室に、次の班及び班長を置き、各業務に従事する。

- 一 第1技術班 主に電気・情報・制御系学科における実験補助、研究機器等の製作・保

守管理及び当該学科の各種教育支援並びに情報処理センターに関する業務

二 第2技術班 主に物質系学科及び基幹教育科における実験補助、研究機器等の製作・保守管理及び当該学科等の各種教育支援並びに情報処理センター及び環境マネジメントに関する業務

三 第3技術班 主に機械系学科における実験補助、機械実習の指導、研究機器等の製作・保守管理及び当該学科の各種教育支援並びに実習工場に関する業務
(技術室長)

第5条 技術室長は、本校の教授の中から校長が選任する。

2 技術室長は、校長の命を受け、技術室の業務を統括する。

3 技術室長の任期は、2年とする。ただし、技術室長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残余期間とする。

(技術長)

第6条 技術長は、技術専門員又は技術専門職員の中から校長が選任する。

2 技術長は、技術室長の命を受け、技術専門員、技術専門職員及び技術職員の業務を総括する。

(副技術長)

第7条 副技術長は、技術専門員又は技術専門職員の中から校長が選任する。

2 副技術長は、上司の命を受け、専門的見地から技術長を補佐し、必要に応じ、連絡調整、技術職員の技術的な指導、育成を行う。

(班長)

第8条 班長は、技術専門職員をもって充てる。

2 班長は、上司の命を受け、班の業務を取りまとめ、円滑な業務遂行に努め、必要な連絡調整を行う。

(副班長)

第9条 技術室各班に、副班長を置くことができる。

2 副班長は、上司の命を受け、班長の業務を補佐する。

(技術専門員)

第10条 技術室に技術専門員を置くことができる。

2 技術専門員は、上司の命を受け、極めて高度の専門的知識又は技術をもって、業務に従事する。

(技術専門職員)

第11条 技術専門職員は、上司の命を受け、高度の専門的知識又は技術をもって、業務に従事する。

(運営委員会)

第12条 技術室の運営に関する基本的な事項を審議するため、技術室運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織、運営については、別に定める。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、技術室の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 佐世保工業高等専門学校教室系技術職員の組織等に関する取扱要項（平成16年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年1月1日から施行する。